

## 決議

農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や減少等による農地の荒廃や、担い手不足による農業用水等の管理や営農の継続への影響など、多くの課題に直面し、地域活力の低下などが懸念されている。

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくためには、農地の集積・集約、大区画化、汎用化等の農地整備や将来を見越した適時適切な農業水利施設等の維持・更新が不可欠である。加えて、農業水利施設等の老朽化が進行する中、大規模地震や気候変動による豪雨災害が多発しており、国民の生命と財産を守るためにも、農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靱化が重要な課題となっている。

このため、国においては、二年続けて土地改良法を改正し、農業競争力の強化や国土強靱化を図るための事業制度を創設するなど、農業・農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の体制強化に関する措置が講じられた。

また、県においては「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、国の施策を積極的に活用しつつ、我が国の食料供給基地の形成に向け、攻めの農業に向けた戦略的な取り組みを展開することとしている。

以上を踏まえ、水土里ネット鹿児島は、鹿児島県の農業・農村の持続的な発展を目指して、これまで培ってきた経験と技術を活用し、農業農村整備事業を強力に推進するため、水土里ネット関係者の総力を結集し、左記事項の実現を、第六十一回通常総会の名において決議する。

### 記

- 一 担い手への農地集積・集約の加速化に向けた農地の大区画化・汎用化の推進
- 一 高収益畑作経営の展開を図るための畑地かんがい施設整備の積極的な推進
- 一 農業水利施設の長寿命化や耐震化、洪水被害防止等の防災・減災対策の推進
- 一 中山間地域の多面的機能の維持・発揮のための総合的振興の推進
- 一 地域資源の良好な保全管理に向けた水土里サークル活動の積極的な推進
- 一 改正土地改良法を踏まえた、土地改良区の運営基盤強化の推進

右決議する。

平成三十一年三月十九日

水土里ネット鹿児島（鹿児島県土地改良事業団体連合会）

第六十一回通常総会